

国選付添報告書【抗告審・再抗告審】(書式4-7 2024.4月版)

弁護士 一般 ・ スタッフ(登録番号) 提出日

少年	少年名		裁判所名	裁判所	支部
	事件番号	年()第 号	選任日		
	非行事実 (罪名・罰条)				
類 型 (該当する場合はチェック)		☐ 抗告審又は再抗告審において、送致事実を争い、又は刑事訴訟法第335条第2項の事実を主張するとき ☐ 原審において、少年法第17条第4項ただし書の観護の措置の更新の決定があったとき ☐ 検察官が抗告受理申立てをした事件(当事者双方が抗告した場合を含む。)であるとき			
意見書等提出の有無 (必ずいずれかにチェック)		国選付添人として、意見書、その他これに準ずる書面を作成し、裁判所へ ☐ 提出した。 ☐ 提出していない。(下記の該当箇所にチェック(複数選択可)) ☐ A. 解任、取下げまたはその他の事由による終了のため提出していない。 ☐ B. 前任の弁護士が意見書等を提出済みのため提出していない。 ☐ C. 検察官抗告受理申立案件のため提出していない。 AまたはBの事情により提出していない場合は、下部の①～⑥の活動(打合せ、謄写等)の状況により基礎報酬を算定しますので、該当する活動をしていれば、チェックしてください。			
決定日・決定主文		決定日 ☐ 抗告(再抗告)棄却 ☐ 原決定取消(☐ 差戻 ☐ 移送) ☐ その他()			
審判出頭日	立会時間 ※		審判内容 (該当するものにチェック)		
1	～		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 決定言渡しのみ		
	①開廷予定	～ ②休廷()分			
2	～		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 決定言渡しのみ		
	①開廷予定	～ ②休廷()分			
※①付添人の責めに帰すべき事由によらず開廷が遅れ、かつ、審判廷内等で待機していた場合には当初の開廷予定時刻を記載してください。 ※②休廷があり、休廷時間中に在廷の必要のない場合はその時間を記載してください。					
特別加算	☐ 特別案件 前任の国選付添人が少年の暴行、脅迫等を理由に解任された事件に選任				
非行事実なし	詳細は別紙「特別成果加算(不処分)請求書」に記載				
示談等	詳細は別紙「特別成果加算(示談等)請求書」に記載				
遠距離面会等・出張	詳細は別紙「旅費等請求書」に記載				
謄写費用	詳細は別紙「謄写料請求書」に記載				
通訳人費用	詳細は別紙「通訳料請求書」に記載				
審判準備費用	詳細は別紙「訴訟・審判準備費用請求書」に記載				
その他	☐ 原審の記録の閲覧等を行うことなく、意見書等を作成・提出した。 ☐ 少年との面会、電話交通又は打合せを行うことなく意見書等を作成・提出した。 (☐ ただし、接見等の申入れを行った)				
☐ 解任 ☐ 取下げ ☐ その他の事由 による終了 () 終局日	下記①から⑥に該当する活動があればチェック。チェックがない場合は、活動なしとみなす。 ☐ ①少年との面会、電話交通又は打合せを行った。 ☐ ②原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護士からの謄写記録の引継ぎ(以下、「原審記録の閲覧等」という。)を行った。 ☐ ③原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討した。 ☐ ④少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審の記録の閲覧等を行った。 ☐ ⑤少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審の記録の閲覧等を行った上、記録を十分検討した。 ☐ ⑥少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審の記録の閲覧等を行った上、記録を十分検討し、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をした。 ①④⑤⑥にチェックした場合、次に該当するときはチェック。 ☐ 実際には面会又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。				
類型欄、意見書等 も併せて記載。	☐ 抗告(再抗告)取下げを知らずに費用を支出した(例:取下後に遠距離接見を行った等) → 知らなかった具体的な事情()				

枚

・ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用その他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。
また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合があります。
・報告書提出期間(請求可能日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。
提出が遅れた場合は、報酬等をお支払いできなくなることがあります。